

国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」が2008年と2014年に、「人種差別撤廃委員会」が2010年と2014年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を4回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には、古い大和言葉が数多く残っており、生活様式も本土と何ら変わるものではない、同一民族であり先住民族との指摘は当たらない。

また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に活発に行われており、権利の保護に関しても国内政治と国内法に則り解決されるべきものであり、国連から勧告を受けるものではない。

沖縄県民は、日本国の他都道府県民同様に、世界最高水準の人権が保護され、質の高い福祉、医療、教育を享受している。

国連による「沖縄県民は先住民族である」という勧告は、法的な拘束力を有するものではないが、沖縄県が行政区域とする尖閣諸島を含む領土領海、天然資源や海洋資源がどこに帰属するのかを問題にされかねず、あらゆる面で大きな危険性を内在させるものであることから、本市議会は、政府に対し、国連の勧告を撤回させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣